住所　岐阜県可児市みずき ケ丘4丁目15番地
　邸虹　平成元年5月20日生
住所　岐阜県大垣市築捨町4丁目19番地3
　李佰鳳　昭和51年2月28日生
　王芸博　平成13年12月5日生
住所　福岡市博多区博多駅東1丁目14番8号
　李仙熙　昭和48年3月20日生
住所　佐賀県唐津市栄町2570番地7
　金銀姫　昭和49年3月10日生
住所　東京都板橋区加賀1丁目14番1―811号
　王昭晴　昭和40年4月28日生
住所　東京都練馬区東大泉4丁目22番7号
　李巧琴　昭和47年8月14日生
住所　堺市東区日置荘西町5丁16番38―105号
　高優民　昭和60年9月5日生
住所　大阪府東大阪市森河内東1丁目8番17号
　安楨勲　平成3年11月3日生
住所　富山市山室荒屋1番地121
　姜紅梅　昭和54年4月23日生
住所　鹿児島県大島郡和泊町大字国頭2157番地
　呉春錦　平成15年12月2日生
住所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地4900番地
　韋学満　昭和47年3月18日生
住所　長野県東御市常田362番地1
　王淑艶　昭和50年9月16日生
住所　長野県飯田市座光寺4478番地1
　劉光宇　平成4年9月20日生
住所　山梨県韮崎市富士見ケ丘2丁目3番28号
　朴允静　昭和50年5月22日生
　尹智淇　平成11年3月29日生
　尹憲映　平成13年12月22日生

○外務省告示第三百十一号

平成二十七年八月二十五日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十七年九月七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百三十六億八千九百万円（三三、六八九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施のために供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の精算又は支払に責任を持つ。

8　(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、その実施機関を通じて、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

住所　さいたま市北区吉野町1丁目373番地16
　ライス・ユキ・ミスミ　昭和43年1月17日生
住所　新潟県長岡市大手通2丁目5番地
　池恩惠　昭和32年8月30日生
　池智幸　平成8年8月9日生
住所　沖縄県那覇市天久2丁目22番24号
　ジョアンナ・クエバス・ロペス　昭和53年5月29日生
　アンジェロ・ルイス・ロペス　平成15年12月7日生
住所　岐阜県大垣市東町2丁目109番地1
　金英健　昭和31年2月19日生
　権万木子　昭和36年1月21日生
　金珠生　昭和60年5月27日生
　金由紀　昭和63年1月7日生
住所　東京都江東区北砂4丁目3番5号
　金和子　昭和35年8月29日生
　姜智英　昭和62年4月6日生
　姜文宜　平成2年2月20日生
　姜晴香　平成8年5月12日生
住所　東京都江戸川区中葛西2丁目7番19号
　姜敬子　昭和60年10月3日生
住所　茨城県つくば市稲荷前20番地4
　アルマンド・ヒロシ・キクチ　昭和36年6月9日生
　マルシア・トモコ・ムラカミ・キクチ　昭和40年2月20日生
　アミ・キクチ　平成14年7月27日生
　ユイ・キクチ　平成16年2月24日生
住所　高知県南国市小籠2丁目1番1号
　王麗麗　昭和55年4月20日生